

議案第 29 号

多可町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に
関する条例の制定について

多可町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

平成 年 月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとするほか、必要な読替えその他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、多可町職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年多可町条例第34号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。